

平成30年第1回水巻町議会 定例会 会議録

平成30年第1回水巻町議会定例会第3回継続会は、平成30年3月14日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	9番	井手幸子
2番	出利葉義孝	10番	住吉浩徳
3番	廣瀬 猛	11番	入江 弘
4番	水ノ江 晴 敏	12番	津 田 敏 文
5番	松 野 俊 子	13番	古 賀 信 行
6番	久保田 賢 治	14番	近 藤 進 也
7番	小 田 和 久	15番	柴 田 正 詔
8番	岡 田 選 子	16番	舩 津 幸 宰

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻 衣 子

主 任 ・ 原 口 浩 一

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
副 町 長	吉 岡 正	健 康 課 長	内 山 節 子
教 育 長	小 宮 順 一	建 設 課 長	荒 卷 和 徳
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	産 業 環 境 課 長	増 田 浩 司
企 画 財 政 課 長	篠 村 潔	上 下 水 道 課 長	河 村 直 樹
管 財 課 長	原 田 和 明	会 計 管 理 者	山 田 浩 幸
税 務 課 長	大 黒 秀 一	生 涯 学 習 課 長	村 上 亮 一
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
地 域 ・ こ ど も 課 長	山 田 美 穂	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	古 川 弘 之

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

平成 30 年 3 月 定例会 (第 1 回)

第 3 回継続会

本会議 会議録

平成 30 年 3 月 14 日

水 卷 町 議 会

平成 30 年 第 1 回水巻町議会定例会 第 3 回継続会 会議録

平成 30 年 3 月 14 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 16 名、定足数に達していますので、只今から平成 30 年第 1 回水巻町議会定例会第 3 回継続会を開きます。

日程第 1 議案第 25 号

議 長（白石雄二）

日程第 1、議案第 25 号 平成 29 年度水巻町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 25 号 平成 29 年度水巻町一般会計補正予算（第 6 号）について。今回の補正予算は、国の補正予算の成立に伴い、「学校施設環境改善交付金」の追加交付の決定を受け、小学校の防火シャッター等改修事業費を計上するなど、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 千 800 万円を追加しまして、99 億 3 千 800 万円としています。

歳出予算につきましては、教育費において、猪熊小学校及び吉田小学校の防火シャッター等改修事業費を計上しています。

歳入予算につきましては、国庫支出金 1 千 234 万 4 千円、前年度繰越金 105 万 6 千円、町債 2 千 460 万円をそれぞれ増額しています。

なお、今回の補正予算で計上しております、猪熊小学校及び吉田小学校の防火シャッター等改修事業につきましては、年度内に事業が完了する見込みがないことから、「繰越明許費」の設定をしております。よろしくご審議をお願いします。

議 長（白石雄二）

町長の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

文厚産建委員会で、詳しいことは、また言いますが、あらかじめ言っときます。猪熊、吉田小学校の防火シャッター、何年に、現在ついているものが設置されたか、今じゃなくても、文厚産建委員会でもいいですから、お願いいたします。

議 長（白石雄二）

それは、文厚でしょ。

[「文厚です。だから、一応、予告しています。」と発言する者あり。]

[「ここは、質疑やろ。」と発言する者あり。]

今は、ちょっと質疑ですので。はい、他にございませんか。質疑を終わります。只今、議題となっております、議案第 25 号 平成 29 年度水巻町一般会計補正予算（第 6 号）については、関係の各常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 03 分 休憩

午前 10 時 04 分 再開

日程第 2 一般質問について

議 長（白石雄二）

再開いたします。日程第 2、一般質問について。これより一般質問を行ないます。1 番、日本共産党、井手議員。

9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。日本共産党を代表いたしまして、冒頭質問を行ないます。

始めに、明神ヶ辻山太陽光発電事業者の土地を町が借り受けることについて、お尋ねいたします。

先の 12 月議会文厚産建委員会行政報告で、建設課長は「明神ヶ辻山太陽光発電事業について」次のような報告を行ないました。

「業者が樹木等を伐採したことにより地元地区の反発や町に対する訴訟、議会ですたび取り上げられるなど様々な問題が発生し、事業者と協議を重ねてきた結果、防災上の懸念や住民感情を考慮し、土地を町が借り受け、水巻町三山の 1 つである明神ヶ辻山の豊かな自然を引き続き守っていきたいと考えます。」と述べ、その後、事業者が代替地とする吉田ぼた山 B ゾーンの地代 275 万円、事業者から町が借り受ける明神ヶ辻山の借地料は 190 万円と計算式を示しながら説明を行ないました。

しかし、この報告の借地料の数字が、わが党発行の「週刊みずまき」の報道によって誤りであったことに気付き、後日計算ミスを確認した課長は、文厚産建委員である、私、井手に、正しくは明神ヶ辻山の借地料は 190 万円ではなく 290 万円であったと伝えました。しかし、時はすでに 12 月議会閉会后でした。

誰にでも計算間違い、ミスは有りうることであり、ミス自体を追及するものではありません。そこでお尋ねいたします。

(1) 町が事業者には毎年支払おうとする借地料 290 万円という数字の根拠について、正確な説明を求めます。

(2) 建設課長は行政報告の内容は、政策会議に諮り了承をいただいたものであると説明されました。そうであるなら、議会の委員会で誤った報告をしていたにもかかわらず、未だに、議会に対し謝罪どころか、正式に訂正さえ行なわれていません。執行部としての責任はどう考えておられるのでしょうか。議会軽視であり、町民軽視と言わざるを得ません。

建設課長が数字の誤りに気付いたのは、いつの時点ですか。町長が知ったのはいつですか。その後、執行部は議会に対し、町民に対し、どう責任を取ろうと対応しましたか、それとも何も対応しなかったのですか。答弁を求めます。

(3) もともと、この事件の発端は、事業者が地元地区に何の説明もなく、突如、町に申請した面積以上の森林伐採を行ない、明神ヶ辻山の片峰の景観を破壊し、周辺住民に水害や地すべりなど災害の不安や心配をもたらしたことに始まります。その後、事業者は、県の指示による誤伐地への植林も行なわず、長期間放置し、現在ではすでに自然回復しているとのことですが、倒木は放置されたままです。

結局、事業者は、何ら違法性はないとして町民に対し謝罪もなく、道義的、社会的責任すら感じていないようです。この業者に町は年間 290 万円もの地代を未来永劫払い続けるということです。

事業者が森林伐採をしたのは平成 27 年 3 月からで、すでに 3 年が経過しました。県の天然更新の調査によれば森林は自然回復しているとの報告で、地元住民の心配していた森林伐採による災害の不安も、その後の県の地すべり調査で、動いていないとの報告を聞いています。

このようなもとの、この事業者の土地を年間 290 万円もの町民の税金を使い、借り受けて今後行なおうとする町の管理とは、防災対策・安全対策とは、具体的に何をするのでですか。お尋ねいたします。

(4) 明神ヶ辻山の豊かな自然を引き続き守っていくとの町の姿勢は、町民だけでなく山や自然を愛する周辺住民にとっても大変喜ばしく、安堵の思いだと推察いたします。

しかし、明神ヶ辻山は、町有地ではなくほとんど民有地です。水巻町の新しい都市計画マスタープランにも「明神ヶ辻山や多賀山などの本町の優れた自然環境や自然景観の保全を図る」と書かれています。民有地であるこれらの山の景観を今後どのように守っていくのですか。方策をお示し下さい。

2 つ目は、国民健康保険税の県単位化による値上げについて、お尋ねいたします。

平成 30 年度から国保が県単位化されます。県の国保運営方針には市町村の財政赤字の解消が盛り込まれる予定で、毎年一般会計から赤字補てんを行なっている当町においても赤字解消に向けた計画を策定する必要があると「赤字解消基本計画」が先日の水巻町国保運営協議会で示されました。

当町は、平成 28 年度の国保会計の収支が好転したことによって、平成 30 年度の県の国保事業納付金の負担は大きくはならず、平成 30 年度は町長の一般会計からの赤字補てんの繰り入れの英断によって、国保税の引き上げもなく済むようです。

しかし、先に示された水巻町国保事業「赤字解消基本計画」によれば、一般会計からの赤字

補てんのための繰り入れ解消のために、適正な保険税設定を行なうと書かれており、平成 31 年度から保険税の増額が必要だとしています。

そこでお尋ねいたします。

(1) 国民健康保険は、総体的に高齢者の割合が高く、医療費水準が高い一方で、無職の割合が高く所得水準が低いために保険税収入が得にくいという構造的な課題を抱えていることは周知の事実であり、当町においても低所得者層の保険税滞納など苦勞をしている世帯があるのが実態です。

国や県は、「通知」等で法定外繰り入れの赤字補てんの削減・解消計画を策定し、提出するよう町に迫っています。

しかし、賦課・徴収の権限を有しているのは市町村です。国や県の圧力に屈することなく、わが町民の 1 人 1 人が安心して暮らすことができる町をつくり上げるという町長公約や町の総合計画にも基づき、強い意志をもって赤字補てんのための繰り入れの維持を堅持していただきたいと考えます。いかがですか。

(2) 国保加入者が低所得者であるにもかかわらず、保険税が高いという国保の構造的課題は、県単位化によって何ら解決しません。それどころか、保険税の負担増と徴収強化が迫られる恐れがあります。

国保問題の解決に必要なのは、これまでに何度も発言してきましたが、国庫補助負担金の大幅増額を求める声を国に対して強く挙げることです。

また、同時に県に対しては、保険税抑制のために独自の繰り入れを行なうこと、市町村に対して法定外繰り入れの解消や徴収強化の圧力をかけないことなどを求めていくことが必要だと考えます。

「町が町民の暮らしを守る」との強い意思表示として、あらゆる機会を通して国や県に対し要請を行なっていただきたいと考えます。具体的にどのように行動していかれますか。お尋ねいたします。

3 番目に、防衛省による NHK 受信料助成制度の終了について、お尋ねいたします。

防衛省は昭和 57 年から自衛隊等の航空機の騒音により、テレビの音声が聞き取りにくくなっている地域に対し、NHK 受信料を通常受信料の半額となる年間約 7 千円を助成してきました。

しかし 2 月初旬、九州防衛局から突然届いた「助成制度の見直し」には、防音工事終了世帯は今年 8 月末をもって補助を終了、一部防音工事を終了した世帯については、年間の助成額を 7 千円から 3 千 500 円と半額に、最終的には平成 36 年 3 月末で終了することが書いてありました。

防衛省による助成廃止の理由は、「当時と現在においては、飛行場における配備機種の変更等により騒音状況が変化している」こととなっています。しかし、実際には工事が終了した世帯でも、住民は自衛隊機の騒音に悩まされ続けています。それどころか、自衛隊機は町南部にまで頻繁に飛びまわるようになり、騒音被害は拡大している状況です。騒音被害の拡大は、郡内や北九州市若松区、八幡西区にも及び、実際に芦屋町議会は昨年 10 月、防音工事対象地区とテレビ受信料半額補助対象区域の拡大、防音区域外の騒音測定の実施などを求めて、九州防衛局に要請活動を行ないました。

九州防衛局に水巻町での受信料助成制度終了の対象となる世帯数を尋ねてみると、防音工事

対象世帯は約1千500から1千600世帯あり、そのうち約1千300世帯が防音工事を終了しているとのことで、これらの世帯が8月をもって助成が終了されることとなります。

対象となる世帯の住民からは、「防音工事が終わっても、自衛隊機の騒音でテレビや電話の音が聞きづらいのに、なぜ突然に打ち切るのか」、「収入が減っている中で、NHKの受信料がこれまでの2倍に増えるのは厳しい」などの不満の声があがっています。

助成制度の終了に対し、全国で「見直しを行なわないことを求める要請」が行なわれています。厚木基地のある神奈川県綾瀬市では、防衛省に対し市長と市議会議長の連名で要請文が提出され、横田基地のある東京都羽村市でも口頭要請が行なわれています。

このように全国的に助成制度終了を不服とする要請行動が広がる中、当町でも住民の声に応え、防衛省に「助成制度の見直しを行なわない」ことを要請してはいかがでしょうか。

最後に、吉田町営住宅の建て替え計画について、お尋ねいたします。

(1) 建て替え計画のその後の進捗状況は、どうなっていますか。

(2) 当初の計画が突然のPFI導入調査などにより遅れましたが、その後も進展がありません。なぜなのか、説明を求めます。

また、当初計画から大きく遅滞している現在、居住者の生活環境の改善を始めとする様々な要望や意見を聞く機会をつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。以上です。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

はじめに、明神ヶ辻山太陽光発電事業者の土地を町が借り受けることについて、のご質問にお答えします。

まず1点目の、町が事業者に毎年支払うとする借地料290万円という数字の根拠について正確な説明を求めます、とのお尋ねですが、昨年の12月の段階では、おおよその計算方法として、借地料を支払っている他の地権者と同基準の1平方メートル104.9円の賃料に面積2万7千798平方メートルを乗じた291万6千10円をもとに約290万円といたしました。

その後、2月に町の公園借地料基準を用い、1平方メートルあたりの借地料を94.4円、借地面積を2万7千798平方メートルとして、年間262万4千131円という正確な金額を算出しましたので、3月議会にご報告する予定としています。

次に2点目の、委員会で誤った報告をした件についてのお尋ねですが、建設課長が誤りに気付き、議事録を確認したのが昨年の12月21日で、私には、確認後すぐに報告があったと記憶しています。

建設課長からの説明では、自分では290万円と発言したつもりでしたが、議事録を確認したところ、指摘のとおり190万円と発言していたということでした。

議員の皆さまへの対応につきましては、発言した金額を含め、面積、年間発電量、賃貸借料等は、あくまで試算であることが前提で説明したこと、また12月議会の行政報告では、明神ヶ辻の開発問題に対する大きな方針を報告することが目的だったことから、言い間違いの部分だ

けを訂正する必要はないと判断いたしました。

また、議員の皆さまへは随時、進捗状況をご説明するべく、12月議会にて方針を、3月議会にて具体的な最終案をご説明するように計画しておりました。

今回の一件は、委員会での言い間違いによるものであり、町民軽視にはあたらないと考えておりますが、日本共産党の議員の皆さまに対し、誤解を招く結果になったことについては、今後、慎重に発言するよう建設課長に指示しております。

次に3点目の、事業者の土地を借り受けて今後行なうとする町の管理とは具体的に何をするのですか、とのお尋ねですが、樹木伐採後は、県による現地調査で天然更新されている状態ですので、植林はせず、当面は、明神ヶ辻山自然公園の一部として自然のままの状態を活かして維持管理を行なう予定です。

防災、安全対策につきましては、町職員による巡回監視を行ない、必要があれば、県に地すべり調査などを依頼いたします。

自然豊かな景観を維持することは、地元の皆さまの意向でもありますので、将来は、遊歩道周辺に桜を植栽するなど、利用者の皆さまの癒しの空間にしたいと考えています。

最後に4点目の、民有地であるこれらの山の景観を今後どのように守っていくのですか、とのお尋ねですが、今回の一件は、えぶり地区の皆さまの不安をなんとか解消したいとの思いと、自治会からの要望をもとに、事業者に長期に渡り、粘り強く交渉した結果であります。

民有地の維持管理に関して町が直接介入できないなどの課題がありますが、可能な限り対応していくことで山の景観を守っていきたいと考えております。

次に、国民健康保険税の県単位化による値上げについて、のご質問にお答えします。

まず1点目の、赤字補てんのための繰り入れの堅持をしていただきたいとお尋ねと、2点目の、国や県に対し要請を行なっていただきたいとお尋ねは、関連がございますので、一括してお答えします。

昨年12月の本会議でも述べましたように、赤字を補填している市町村においては、国保運営方針により医療費水準や保険料設定・保険料収納率など、赤字の要因の分析を行なったうえで、赤字の解消・削減のための必要な対策を整理し、目標年次を定め、解消・削減に取り組むよう求められています。

ご質問にありますように、今回、本町独自の赤字解消基本計画を策定し、先月開催した国保運営協議会で承認いただいたところです。

この計画は、例年、一般会計からの法定外繰入いわゆる赤字補填により単年度では黒字収支となっているものの、実質的な赤字運営となっている状況を改善することを目的として策定しました。

この目的を果たすための方法として、現在も行なっている医療費適正化の取り組みを強化し、事業費納付金に反映される医療費水準を抑えるとともに、適正な保険税率の設定を行ない、市町村標準保険料率に近づけていき、計画最終年度の平成39年度までに一般会計からの赤字繰入に依存することなく、国保会計独自の財源により赤字を解消することとしております。

また、計画の中で示した財政シミュレーションでは、計画最終年度の前年度である平成38年度まで一般会計からの赤字補填である法定外繰入は堅持することとしており、その後も解消す

べき赤字とならない保健事業費を法定外繰入金として毎年繰入れることとしております。

なお、今回の制度改革に伴う財政支援策として、国では全国規模で毎年3千400億円の財政追加支援を行なうこととしており、また、県では、制度施行3年間は、県繰入金等により制度改革に伴う負担増加分を全て緩和するとしております。

そのため、国や県への公費投入等に関する要請については、赤字解消基本計画で推計した範囲を超える財政負担が必要となった場合、県との協議の場において、水巻町としての意見を申し上げることで、国民健康保険が持続可能な制度として安定的に運営されるよう、制度責任者である国に対して、追加の財政支援等、必要な措置を求めていきたいと考えております。

次に、防衛省によるNHK受信料助成制度の終了について、のご質問にお答えします。

住民の声に応え防衛省に「助成制度の見直しを行なわない」ことを要請してはいかがでしょうか、とのお尋ねですが、防衛省によるNHK放送受信料助成制度については、昭和57年から自衛隊等の航空機の騒音により、テレビの音声が届き取りにくくなっている地域の方々に対し、NHK放送受信料の一部を助成しているものです。

この助成制度の見直しの経緯について、防衛省の説明によりますと、制度開始から30年以上が経過し、当時と現在において、飛行場における配備機種の変更などにより騒音状況が変化しているとともに、住宅防音工事も進み、聴き取りにくさの改善が図られているとしています。

このような状況の中で、会計検査院は、防衛省に対し、制度の開始以降、飛行場等周辺の社会状況や騒音状況が変化しているにもかかわらず、制度が長期間見直されていないとして、補助対象区域の基準を見直すなど補助金を交付する根拠について、透明性を十分に確保するよう指摘しました。

また、同様の施策を行なっていた国土交通省においては、住宅防音工事がほぼ完了したことなどから、平成25年にNHK放送受信料の助成制度を廃止しています。

これらのことを踏まえ、防衛省は制度見直しを実施するとのことでした。

なお、防衛省は、今回の制度見直しによって得られる財源を、住宅防音工事で設置した空気調和機器や防音建具の機能復旧工事に充て、住民からの要望に早期に対応していきたいとしています。

町としましては、国の施策として全国的に取り込まれるものであるため、現時点では、国に対し、「助成制度の見直しを行なわない」ことを要請する考えはございません。

最後に、吉田町営住宅の建て替え計画について、のご質問にお答えします。

まず1点目の、建て替え計画のその後の進捗状況は、どうなっていますか、とのお尋ねですが、まず、この建替問題についてのこれまでの経過を述べさせていただきます。

平成27年12月に、吉田町営住宅建替基本計画策定検討委員会によって建て替えに向けた基本計画案の答申がなされ、その後、庁内政策会議にて慎重な審議を行なったところです。

その中で、計画案に示された建て替えの規模は330戸で、膨大な事業費を要することや建設時に借り入れる起債の償還費が将来の財政に多大な影響を及ぼすことが想定されることなどから政策会議での最終的な事業決定に至りませんでした。

また、同時期には、内閣府及び総務省から一定の大規模事業の実施にあたっては、PFI手法など多様な民間活力の導入を優先的に検討するよう要請がなされました。

その後、答申案に示された総事業費を可能な限り圧縮する方策を再検討すべきであるとの結論に達し、平成 29 年度に P F I 導入可能性調査を行なったところであります。

今回行ないました P F I 導入可能性調査についてですが、これまでに実績のある建設事業者や住宅デベロッパー、商業事業者などに対し、ヒアリングを実施しておりますが、本事業に対する参画意欲や関心はある程度高いものの、跡地活用に関する住宅事業者と商業事業者につきましては、地理的条件や商業圏域などから現段階では関心が低いという結果が報告されております。

また、P F I 法に基づく事業の実施方式につきましては、公営住宅の建設事業の場合、設計から建設完了までは民間の資金調達により行なわれ、建設完了後に所有権を地方公共団体に移す B T 方式を採用するケースが全国的には主流となっており、吉田町営住宅の建て替え事業においてもこの方式が望ましいとの結論が出ています。

また、P F I 導入の 1 つの指標とされます V ・ F ・ M、いわゆるバリュー・フォー・マネーの算定結果は、10.32 パーセントとなっており、B T 方式による P F I 事業とした場合は、町の直轄事業に比べ約 1 割程度の総事業費の削減が見込まれます。

以上が、建替計画の答申から現時点までの経過と進捗状況でございます。

次に 2 点目の、吉田町営住宅の建替計画が当初計画から大きく遅れているとのご指摘ですが、平成 27 年 12 月の検討委員会の答申案は、十分に尊重しなければならないものと考えておりますが、前段に申し上げましたとおり、本町の将来人口や財政力の状況を長期的に見通した場合に、答申案の計画をそのまま実施することは、現状では困難ではないかと考えています。

現段階では、建替計画案に示された 330 戸の規模を財政上の理由から、一定程度縮小することが必要であると考えており、そのためにはどのような対応策があるのか、また、既存の町営住宅や民間賃貸住宅の空き家への住み替えを促進する制度なども検討していかなければならないのではないかと考えております。

また、当初計画から大きく遅滞している現在、居住者の生活環境の改善を始めとする様々な要望や意見を聞く機会をつくるべきではないですか、とのお尋ねですが、吉田町営住宅にお住まいの皆さまには、生活の様々な面において大変なご苦勞をおかけしております。

団地の老朽化や空き家の増加などによる環境悪化につきましては、今後も自治会などからの要望も十分に聞き取りながら対応していきたいと考えております。

この吉田町営住宅の建替問題は、将来のまちづくりの観点や町全体の財政運営に大きな影響がありますので、今後、議員の皆さまにも様々なご意見を伺いながら、最終的な結論を得たいと考えております。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。岡田議員。

8 番（岡田選子）

8 番、岡田選子です。私は、明神ヶ辻山の借地料についての再質問をさせていただきます。なぜ町がこのような金額を事業者に払うのか、納得ができないでおります。そして、金額にも疑

問を持っております。数値については、あとで質疑いたしますが、まず建設課長の言い間違いに対して、その後の町の姿勢について伺います。

最初に確認だけさせていただきますが、建設課長が誤りに気付いたのは、12月21日との答弁ですけれども、わが党の発行の週刊みずまき。この記事を見て気づいたのかどうかということ、1点、先に確認させていただきたいと思います。そして、その後、なぜ町長に報告したのか。そのことを、まずお尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

荒巻課長。

建設課長（荒巻和徳）

岡田議員の質問にお答えします。岡田議員、日本共産党さん発行の新聞を見て気づいたのでございます。ある課長から、賃貸借の金額がちょっとあまりに差があるんじゃないのと言って、間違いじゃないのという話を聞いて、ちょっと私も。私は、290万円と発言したつもりだったので、議会に議事録を確認したところ、そういうふうには発言したと同時に、21日か、22日ぐらいに発行されたか分かりませんが、それを見て、また、やはり間違えているなということで、22日に井手議員に報告をさせていただきました。で、町長には、21日だと思いますが、その議事録を見たときに、ご報告をさせていただきました。以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

ということは、執行部の皆さんは、誤りを知っていたということになりますよね。そしたら、議会に対する委員会での発言で誤りがあったのに、それを3か月も放置するということは、どういうことなんですかね。この金額というのは、町民の税金を、ある事業者に260万円、その当時は、今回の資料では20年間となっていますけれども、未来永劫、払い続けるかもしれないという金額だったわけですよ。

その後の、3か月後の3月議会で、すみません、間違っていました。290万円じゃなくて、260万円くらいでした。それで済む話ですか。大変大事な、重要な金額なんです。私は、このミス気づいていたんだしたら、私ずっと待っていたんです。議長に報告し、また、議運委員長に報告し、また、文厚産建委員会の委員長に報告をして、訂正をさせてくださいという、何がしかの動きがあるかと待っていました。けれども、何もなかったんですね。

それで、議運、3月議会で開かれました議運で、まず、最初に訂正があるかと思っていました。これもなかったんです。なんなんですか、これ。もう議会を馬鹿にするのも、いい加減にしてもらいたいと思います。本当に、この議会と執行部との関係というものの緊張感ゆるみ過ぎてるんじゃないですか。

もうちょっと誤りがあつたら、気づいているんなら、それも皆、課長さん知っているんだっ

たら、まず、訂正するということが先じゃないんですか。行政のあり方として。町長、どうですか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

岡田議員。たまたま、委員会で間違えたといいますけれども、それじゃあ、先ほど言われたように、この単価が190万円だったらよかったんですか。そういうことじゃないでしょ。

[「すり替えないでください。」と発言する者あり。]

元々この、あなたたちが今、言っている一角だけ、なんで借りるのかと。それだけを取れば、何もないで、ただ、町が借りるというような議論になるじゃないですか。元々の原点は、業者がこのままやってもいいんですよ。

[「言い訳するなよ。」と発言する者あり。]

だまっときなさいよ。あなたたち、分かっているんですか。根本を。

[「今から根本は聞きますから。」と発言する者あり。]

民民の中で。これいかに、私たちが時間かけて、代替案を用意して、基本的には、あなたも言ったでしょう。地元の、えぶり区が反対している。

[「議長、質疑に、質問に答えさせてください。答弁になっていません。私が聞いたことと違うことを答弁しています。」と発言する者あり。]

そして、私たちがどれだけやっているか。

議 長（白石雄二）

今、町長が。

町 長（美浦喜明）

あなたが元々そこを分からないと、なんぼ私が議会に云々かんぬんやない。だから、3月の定例議会の委員会で、この訂正をしようと思っている。それが、何がいけんですか。

[「言い訳せんでいいやない。」と発言する者あり]

議 長（白石雄二）

岡田議員。

[「議長。私語を止めさせて。」と発言する者あり]

8 番（岡田選子）

あくまでも、あくまでも訂正はしないということですか。3月議会まで。そういうことですか。ミスがこれからあっても、次の議会までも待つということですね。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

今回だけを取られて、そんなふうには言わないでいいやないですか。とりあえずー。

[「とりあえずー」と発言する者あり]

3月の定例議会、文厚産建委員会で訂正をさせていただきます。以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

いや、議長、怒っていただきたいと思います。本当に、訂正がされないというのは、3か月間も。気づいていながらですね。金額が190万円であったらよかったとか、そんなこと言っていないじゃないですか、誰も。勝手に解釈するのは止めてください。

それでは、次、数値の問題行きますね。建設課長が、行政報告で、3月議会で報告するという行政報告の資料によりますと、水巻町えぶり一丁目1番、2万7千798平方メートルですね。事業者が太陽光を建設する面積は、9千平方メートルでした。

そして、誤伐したのは、1万7千平方メートル。なんで、1万平方メートルも多い、2万7千798平方メートルを借りるんですか。

議 長（白石雄二）

荒巻課長。

建設課長（荒巻和徳）

一括して借りることは、これは、政策会議にも諮ってまいりましたが、地すべり等防災対策

も含めた中で、その1万平方メートルとか、誤伐した1万7千平方メートルだけ借りているのでは、将来的な安全管理に支障をきたすということで、1筆を借りますということで、政策会議にも報告いたしました。以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

納得できません。そしたら、明神ヶ辻山全部、全部の山借りるんですね、これから。そういうことですね。全部借りていくんですね。

議 長（白石雄二）

近藤議員。近藤議員、私語止めてくださいよ。

[「何を言いよるんですか。」と発言する者あり]

8 番（岡田選子）

うちの一般質問の時間ですから、ちょっと邪魔しないでくださいね。

[「恥ずかしいね、本当に。」と発言する者あり]

納得できておりません。これ、きっちり説明を求めたいと思います。町長、答弁できますか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

元々、私のほうは、この事業者に、太陽光は、あそこで止めてほしいと。ここが原点ですよ。地元の要望、あなたたちも言ったでしょう。えぶり区の皆さんの立場に立って、行政をやらんかいと。だから、私たちは、えぶり区、あなたたちや議員さんやら、他のいろんな方たちから、何とかあそこの太陽光の設置をしてほしくない。させてほしくない。そういう強い要望の中で、それが1点ですよ。

もう1点が、向こうが、まず民間の入り口のところで、裁判に水巻町は負けました。次に、送電で、里道を貸してくれと。里道から送電すると。それを反対するなら、裁判しますと。私のほうの顧問弁護士も言ったんですけども、裁判したら負けますと。だから、基本的に、その2つがこのまま、事業者がこのまま強行すればできるんですよ。そこを、何とか止めてほしいというところが1つですよ。

だから、そういう中で、私のほうが、ぼた山の代替案。それじゃあ、事業者はあそこに260

万円も借りてせんでいいんですよ。それから、委員会でちょっと言いましたけれども、そのとき、1つだけ訂正させてもらいますけれども、売電価格がえぶりでいけば、その当時31円と言っていましたけれども、正確には36円です。そして、ぼた山に行けば、24円になるんですよ。

そうしますと、その差額だけでも、年間に1千800万円、逸失利益になるんですよ。そういう中で一。

[「もういいです。」と発言する者あり]

聞いてくださいよ。今、答弁していますので。そういう中で一。

[「数値のことについては、また聞きますので。」と発言する者あり]

[「議長。」と発言する者あり]

[「議長、お願いします。」と発言する者あり]

[「静止してください。」と発言する者あり]

[「議長、注意せな、ちゃんと。」と発言する者あり]

[「黙ってくださいよ。」と発言する者あり]

そういう中で、向こうは、あそこの土地でできるんですよ。それをうちのほうがぼた山に何とかしてくれと。そうしたら、向こうは逸失利益が出ます。そして、借地料が260万円になるわけですよ。分かりますか。

[「分かります。」と発言する者あり]

そこが分からないと、この問題は、平行線ですよ。あなたたちと。以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

数値のことを言われているようなので、じゃあ、数値のことでいきますね。えぶりで計画したときは、36円だったんですね。今度、ぼた山に行かれたら、24円になるわけですね。じゃあ、ぼた山で借りている発電量は、いくらですか。ぼた山の予算。予算というか、計画。

議 長（白石雄二）

荒巻課長。

建設課長（荒巻和徳）

岡田議員の質問に答えます。年間発電量は、233万2千800でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

ということは、当初計画していたときの数値がありますね。発電量。いくらですか。

議 長（白石雄二）

課長。

建設課長（荒巻和徳）

これは、あくまで想定発電量ですけれども、156万1千131でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

それでは、吉田ぼた山のほうの発電量のほうが多いんでしょう。違いますか。

議 長（白石雄二）

課長。

建設課長（荒巻和徳）

はい、そのとおりです。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

それなら、町長。吉田ぼた山に行ってからの発電量が多いということは、この業者は、明神ヶ辻山で発電事業を行なうよりも、吉田ぼた山に行ったほうが会社の儲けが大きかったということになるんじゃないですか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

借地料は、いらんでしょうも。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

借地料を引いてもですよ。発電量が多いんじゃないですか。

議 長（白石雄二）

課長。

建設課長（荒巻和徳）

先ほど、町長が答弁しましたが、えぶりでは36円でございます。で、今回、吉田のぼた山のほうが24円でございますので、吉田のほうが若干安くなるということでございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

今、その、悪くとれば、そうやって、工事を遅らせてしまったから、向こうの損害をいわば、これで補填してあげるようなふうにも取れますよね。町民からすれば。で、まずその数値について伺います。この借地料の計算式ですけれども、2万7千798平方メートル借りますね。

それに、94.4円ということで、借地料が年間262万4千131円となっておりますが、その計算式、1平方メートルあたりの賃借料という式が一番下に載っておりますが、ここは、土地鑑定価格なんです。土地鑑定価格イコール固定資産評価額、割る0.7で、この2万4千円という数字が出てきているんですけれども、えぶり一丁目1番。この2万7千798平方メートル。増田産業環境課長にお尋ねいたします。ここは、地目は、山林で間違いないですか。

議 長（白石雄二）

増田課長。

産業環境課長（増田浩司）

地目については、山林というふうになっております。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

大黒税務課長にお尋ねします。山林の固定資産評価額は、えぶり、1平方メートルでいくら

ですか。

議 長（白石雄二）

大黒課長。

税務課長（大黒秀一）

お答えいたします。えぶり地区の山林評価額、1平方メートルあたり、18.8円でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

じゃあ、1平方メートルあたり18.8円であるはずの固定資産評価額は、2万4千円で計算されているのは、なぜですか。うちの、中央区に、私、住んでおりますけれども、うちの固定資産評価額を、ちょっと固定資産税の納付書から計算してみましたら、1平方メートル、2万6千円でした。これ2万4千円というのは、宅地並みの評価額ですよ。18.8円が、何で2万4千円になるんですか。

議 長（白石雄二）

課長。

建設課長（荒巻和徳）

岡田議員のご質問にお答えします。まず、基本的な考えなんですけれども、これは、町が借りる場合については、条例、規則等がございません。根本は、個人の賃貸借料になるんですけれども、この場所につきましては、明神ヶ辻山がすでに借地を、うちが借りて、今の基準が、この間お話ししたんですけれども、104.9円ということで、すべての賃貸借の料金が決まっております。

ですから、今、岡田議員が言われた18.8円という基準は、今の建設課では使っておりませんので、あくまで現行の借地料を基準にして、104.9円を行政推進上の0.9という数字をかけた上で、94.4円ということで試算をしております。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

その建設課の現行の借地料の計算の仕方が横暴ですね、少し。どうしてこんな数字が出てくるんですか。

議 長（白石雄二）

課長。

建設課長（荒巻和徳）

岡田議員の質問にお答えします。現状、こういうふうな形になっておりまして、これを作成したのが、聞いた話では、平成13年ぐらいではないかということで、私が建設課に来たときには、今のこの単価で、明神ヶ辻は借りていましたので、これを下げるとか、新たに地主さんと変更契約を結ぶとかいうことは、今までやっておりません。以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

今まで、104.9円で借りているんでしょ。他の人には。104.9円。今回の人は、94.4円でしょ。変わっているじゃないですか。変えているじゃないですか。なんで変わっているんですか。

議 長（白石雄二）

課長。

建設課長（荒巻和徳）

先ほど申しましたみたいに、これは、個別の案件で、また、明神ヶ辻というところは、本来0.9をかけるところでしたけれども、そういう計算になっていますが、今の借地をしているところは、104.9円ということで、今回、新たにそういう話を事業者と話した中で、行政推進上の、行革のときの率をかけさせてもらいたいということで、うちのほうの交渉をした結果、業者もそれでよろしいということで、話がまとまりましたということです。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

すみません、この借地料の協議について、直接協議に携わったのは、どなたですか。役場側と、会社側のほうで教えてください。

議 長（白石雄二）

荒巻課長。

建設課長（荒巻和徳）

建設課と管財課でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

個人名でお願いします。

議 長（白石雄二）

課長。

建設課長（荒巻和徳）

協議については、何回か協議をしていますので、原田課長、藤本係長と私と北村課長補佐、福原係長というところが、だいたい交渉していたところです。以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

相手側は、言えませんか。肩書だけ、役職だけでよろしいですが。

議 長（白石雄二）

課長。

建設課長（荒巻和徳）

質問にお答えします。相手側は、社長とちょっと肩書は、部長だと思います。名前は、くぎみやさんといいます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

これまで、その場所は、大変、えぶり区の皆さんが災害に対する不安を持たれていることは、私たち十分知っていて、それで今までずっとこの問題を、議会ですべて取り上げてきました。平成 27 年 3 月議会あたりからですかね。ずっと 5、6 回ぐらい取り上げてきたと思います。

それで、きっちり事業者に防災対策するようにしてください。県に地すべり対策するようにしてください。町もできることはしてくださいということで、町はこれからやっていきますということでしたが、最近の町長答弁でも、事業者の土地は天然更新されていると。もう心配ないんだと。植栽しなくてもよいと。それで、県の地すべり調査もやってもらっていると。これ

からも、ずっと危ないと思えば、してもらおうようお願いはするというふうに答弁ありますね。そして、県から大丈夫との声をもらっております。そういうもう防災というか、そういう面では、大丈夫だよというお墨付きを県からもいただいているわけでしょう。

それで、町長答弁では、平成27年9月議会の一般質問で、未来の会さんが、雨水対策とかはどうですかという話をしましたね。えぶり地区の皆さんに対して。そうしたら、町長は、町全体にいろんな土砂災害警戒区域等がありますから、えぶり区だけにそういうことをすることはありませんよと。全体の中で考えますと言っている。町長答弁しているじゃないですか。

じゃあ、なんでこの土地だけ、こうやって借り上げるんですか。まだ納得ができません。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

これ、例えば、まだその賃貸借、正式に結んでおりません。ただ、日本共産党さんがそれで納得せんと。そうしたら事業者が止めたとなったら、あそこに設置できるんですよ。それでいいんですか。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

今までも、えぶり区の方は、あそこに設置するなという要望は出ていなかったと思うんですよ。止めてくれということは言っていなかったと思うんですよ。するならばちゃんと、突然ですよ。普通の、普通と言ったら、あれですけれども、誠意ある会社であれば、まず何でも、屋根工事したり、塗装工事するときでも近所回りますよ。

けれども、あれだけの山を9千平方メートル、間違えて1万7千平方メートルの森林伐採をしておきながら、それをするというのを、地域住民にも一切せずに、突如として伐採した業者ですよ。その業者にね、その業者に町長は町民の暮らし、安全を守るためには言うべきですよ、もっと。お金をあげるより。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

いいですか。えぶりの方は、言っていないんじゃないですよ。しないでほしいと言っているんです。そういう意味で要請されましたよ。そこをはっきりとしとかなないと。つけていいということですか。えぶりの方は。

[「それは。そこは。」と発言する者あり。]

そこは、はっきりしておかないとですね。この問題においてですよ。私どもは、えぶりの方がやっぱり、ある方も言われましたよ。やっぱりあそこで劣化したり、いろいろしたら困るから、絶対設置してほしくないって。

だから、私のほうも、何とか知恵を出して、あそこに、それから先ほど横暴云々と言われますけれども、例えば設置したときに、あのままで設置して、何も問題ないというんですよ、業者は。そういう業者で、あなたたちがいろいろ言っているけれども、今、止めなければ、いつ止めるんですか。

それをあなたたちが、なぜ借りたかって。あそこを借りなければ。だって向こうは、ぼた山に、私のほうが行ってくれて言っているんですよ。向こうが言ったんじゃないんですよ。ただ、うちのほうは、リスクとして、裁判しても顧問弁護士がやっぱり厳しいと。将来税金を使って、補償、なんもかんも。もし、裁判で負けたら、裁判費用から、億の裁判になりますよ。そうなった場合にどうするんですかと。

それで、なんとかそこを避けたいから、ぼた山の、たまたまBゾーンが、あそこが太陽光で、今、単価が落ちているから使いまえないから。しかし、そこでさっき言ったように移れば、36円が24円になり、それから通算、いろいろなところで、移ることに許可が下りるかとか、九電がそれで容量があるかとか、いろんな問題があるわけですよ。

それを1年半かけて、ようやく向こうも、町にそんなに反対されてやるよりも、そういう案があるなら、何とかいろんな形で妥協しましょうというところが、今回、たまたま12月で、方向転換で290万円の、確かに、先ほどの課長が言い間違えたことは失礼だと思います。断りを言わないといけんと思っております。

しかし、そのことによって、あそこの借りることがおかしいとか、なんとかかんとか、そんな問題じゃないんですよ。やはりあの明神ヶ辻に太陽光設置をしない。えぶり区の皆さまがどれだけ感謝されたか分かっていますか。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

分かるんです。町長の気持ちも分かりますよ。それは、えぶり区の皆さんの気持ちも分かりますよ。ですけど、あの土地を最初に許可したのは、伐採の道路の許可を出したのは、町なんですよ。それ、止めてくださっていたら、それで裁判の仮定の話ばかり、町長言っていますけれども一。

[「いや、ちょっと。」と発言する者あり]

こちらが勝てる弁護士を探せば、景観権の問題とかあります。社会的責任という問題があり

ますよ、事業者にも。ですから、仮定の話でこうなりますよ、こうなりますよという話ばかりでなくて、そこは勝てる裁判もあるわけですから、全国的にも。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

勝てる裁判であれば、この間、うちのほうは、裁判して負けているじゃないですか。実際に、裁判したんですよ。仮定じゃないんですよ。今、あなたが言われとる。今度の里道のところの送電も、勝てる弁護士を、あなたが連れてきてくれますか。そういう問題じゃないでしょう。そして、えぶりの方たちも自分たちで裁判したら、お金が持たないと。区も持たないと。だから、えぶり区の皆さんは、みんな辛抱されたじゃないですか。

だからその代わりに、町は、何とか、えぶり区の皆さんが安心して住めるように、代替案として、ぼた山をしたわけじゃないですか。どなたが聞いても、どこがおかしいですか。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

いや、納得できないんです。だから、全体の自然の明神ヶ辻山は、危ないと。これからも何が起こるか、その業者さんの持たれた土地だけじゃなくて、他も全部民間なんですよ。じゃあ、みんな借り上げなきゃいけないじゃないですか。

だから、結局、そこの伐採した、そこに太陽光発電所を作るって言いだした、その方に、最初から町が環境を守りたい、景観を守りたいという気持ちがあったら、ぼた山の話をしていただいたら良かったという、最初から私、言っていましたよね。どうしてそこを最初からそういう話を、今の協議、課長たちが、皆が協議されたように、社長や部長と一緒に協議していただいていたら、こんなお金使わなくていいんですよ。260 何万円の 20 年間で、5 千 248 万 2 千 620 円ですよ。これ、結局、損害賠償していることと一緒にじゃないですか。町が。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

だから、言っているでしょう。借りんなら、うちは借りんでもいいんですよ。ぼた山も、そしたら向こうも借りんで、260 万円、今、ほとんどの金額が。向こうはせんでいいんですよ。分かりませんか。何回も言いよるでしょう。あそこの、えぶりを、ぼた山借りんで、えぶりですっていいんですよ。勝てるんですよ。だから、そのリスクを、何とか、えぶり区の方たちも、何とかしてほしいって。

だから、私のほうは、ようやくぼた山の代替案を出して、いろんな逸失利益を、向こうもあるけれども、そんなに言われるならということで、ようやくこの4月から契約を結ぼうと思っていますけれども、ようやくですよ。えぶりの方たちも、安心してこれで住めると。それを、あなたたちがあそこを借りることがおかしいとか何とか言うのであれば、それじゃ破棄していいですよ。

そして、業者があそこにしたら、業者あのみままでやって、問題ないと言いますよ。いいんですか、それで。ぶり返して話を。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

それ、私が決断していいんですか。そしたら、執行部がそれで動くんですか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

あなたが何億円も、損害賠償を払ってくれるんなら、いいですよ。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

町は、じゃあ、その事業者は、あくまでも、ぼた山でやりたいと、まだ言っているんですか。ぼた山じゃない、明神ヶ辻山でやりたいと、まだ言っているんですか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

ようやく説得して、ぼた山でやりますと。まだやりたいとか言っていないよ。それは、あなたが言いよるんでしょう。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

裁判に負けたときも、ずっと1年ぐらいですかね。あの土地放置していましたよね。何も動きがなかったですよ。すぐに始まるのかなと思って、ビクビクしていましたよ。だけど、すぐ始まらなかったですよ。それは、なぜですか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

町がお願いして、なんとか。まず1つは、えぶり区の管理用通路の方たちが、裁判するって言っていたんですよ。向こうが通知を出しました。異議があったら、申し立ててくださいって。そして、裁判の費用、損害賠償、含めてすれば、家1件、吹っ飛びますよ。えぶり区の方は。だから、最終的に、そういうリスクを背負いきらないで、断念したわけですよ。

だから、1人もえぶり区の地権者の方は、管理用通路の地権者の方たちは、裁判しなかったでしょう。そして、なぜしなかったかという、うちのほうが待ってくれと。お願いしとるんですよ。すれば、できたんですよ。それと、もう1点は、里道と同じように、あ、里道じゃない。まずは、入口の民間の地権者の方が、裁判で負けて、あそこに周知しないといけないということで、事業者が通知を出したと。異議があるなら言ってくださいよと。皆さん、ある程度の地権者には伝わっているんです。その状況を見たのが1つ。

もう1つが、町には、里道。送電の方は里道でいきたいと。そしたら、町の里道になると、えぶり山荘側ですね。側でいけば。それを私のほうが許可すれば、すぐに着工になっていましたよ。だけど、待ってくださいと。地元がこれだけ、区の要望からやっているし、なんとかならんのですかという中で、執行部で、内部で、何回も検討して、最終的に、それじゃあ、ぼた山のBゾーンで1回打診をしてみようかなということで、今日まで来たということです。以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

260万円という金額、大変な金額ですよ。今、大学出ても、年収300万円足らずの若者は、ワーキングプアと言われるんですけども、その金額に値する、本当に金額ですよ。それを、損害賠償ということかなというふうに取り扱いますが、そういう金額を出すということです。

それで、私は、今まで、先ほどから町長が、里道がどうか、何かいろいろ言っていますけれども、議会にそういうことは、1回も報告はないですよ。その送電線が、そこでえぶり山荘も、また絡んでくるんですけども、全然、そういうことに対して、きちっとした報告はなかったですよ。

それと、明神ヶ辻山に、管理道路を通る最初の許可を、建設課長が出していますね。許可証というものを。最初。平成27年1月15日ぐらいですかね。出していますね。明神ヶ辻山の自然公園というのは、水巻町の条例の中では、どこに入っているんですかね。

[「議長。その前。」と発言する者あり。]

いや、いいです。課長、お願いします。

議長（白石雄二）

課長、ちょっと待って。町長が手を上げとるけ。町長。

[「うちの質問時間ですから。」と発言する者あり。]

町長（美浦喜明）

最初の260万円。先ほど、それだけを子どもたちがどうのこうのと、それだけを聞いたら、よっぽど私のほうが無駄なお金を使っているというふう聞こえますけれども、何回も言うように、ぼた山でも、うちは、260万円を取るんですよ。分かりますか。うちが、何もここだけ払って、向こうをタダで貸したとかいうんなら、そうなりますよ。

しかし、向こうも、ちゃんとウエストという会社と、同等の金額で、260万円で貸すわけですよ。それを、あなたが今、一方的に、そこの切り口だけ取って、260万円大変なお金なんですよ。子どもたちの云々かんぬんって言われたら、さも、私たちが無駄なお金を、未来永劫払うとかいろいろ言われよりますけれども、そんなことありませんよ。ちゃんとぼた山で260万円取っているじゃないですか。何回も言うように、事業者が、あそこでせんで、こっちでしたら260万円いらんとですよ。分かりませんか、それが。課長、あと、答弁して。

議長（白石雄二）

課長。

建設課長（荒巻和徳）

条例、規則につきましては、今、手元に資料がございませんので、あとで報告させていただきます。

議長（白石雄二）

岡田議員。

8番（岡田選子）

許可証を出している、その許可の条例、都市計画公園管理条例の第2条第2項に基づいて、許可証を出したのではありませんか。

議 長（白石雄二）

課長。

建設課長（荒巻和徳）

通路に関しては、公園として、他の河川敷公園等も含めて、使用願を出していただくということで、すべての公園については、同じような取り扱いをしております。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

都市計画公園の中にも、明神ヶ辻山は、入っていませんよね。条例の中には、入っていませんよね。でも、その許可証の上の部分には、第2条第2項が、こう、かっこで書いてありますよね。だから、その第2条第2項と書いてあるのは、その都市計画公園の中の管理条例にある書類しかないんじゃないですか。

議 長（白石雄二）

課長。

建設課長（荒巻和徳）

都市計画係が、今、通常、公園を無断で使用させるというか、そういうことはしていませんので、それに順応といいますか、して、今、許可証をすべて出しております。

[「いや、そんなことを聞いているんじゃない。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

あの許可証は、あの許可証ですよ。何の条例に基づいて出したんですかと言っているんです。

議 長（白石雄二）

課長。

建設課長（荒巻和徳）

都市計画係の、通常、出している、今、取り扱いしている書類は、それしかございませんので、その書類を使用させていただいておったということです。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

杜撰ですよ、それ。行政の。あれ、都市計画公園の使用する、だから、伊左座公園とか、みどりんぱあーくとか、そういう都市公園を使用するため、都市計画公園というんですかね。それを使用するための許可証でしょう。それを、自然公園の明神ヶ辻山の管理道の許可証に使っているんですか。そんなことで、行政いいんですか。

議 長（白石雄二）

荒巻課長。

建設課長（荒巻和徳）

はい。今、そういうふうな取り扱いをしております。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

きちっと、明神ヶ辻山の管理道を使用するときには、それなりのものが、きちっとないといけないと思うんですよ。それがいいんですよ。

議 長（白石雄二）

荒巻課長。

建設課長（荒巻和徳）

はい。他の公園も同じ取り扱いをしておりますので、ありません。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

すみません、私ばかりで、この問題になっているんですけども。町長。この株式会社ウエストエネルギーソリューション。ここですね。ここも、事業をやるときには、地代払っていますよね。地代払っているんですよ。発電量の 0.486 ですかね。かけて払っています。

だから、ぼた山で事業されるコミュニティ何とかという会社さんが、ぼた山に行っていて、そこでどんどん発電していただいて、儲けていただいて、そこは町有地だから、地代を

払うのは、これ当然ですね。当然です。

だから、その地代を払う。そこには、相殺できるように、こっちの借地料をこっちが補填するということに、ちょっと聞いたらなりますよね。町民が聞いたらそうなります。そこで、相殺しているんだと。こっちの会社は、この会社は高い地代払って、この会社は地代払わなくても、相殺されとるんですよ。丸儲けですよ。こっちは。もとの会社は。町民、そう受け取ったらどうしますか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

受け取ったらどうしますじゃない、受け取らなければいいでしょう。

[「受け取りますよ。」と発言する者あり。]

それともう1つ、ちゃんと、ぼた山は、ぼた山で計算して、こっちは、こっちで計算して、何回も言うでしょう。そのリスク、あそこに設置をしてほしくないという、えぶり区の要望ですよ。これ、個人の云々じゃありませんよ。

あなたたちも言ったじゃないですか。なんとか、えぶりの太陽光を何とか片付けんかと。ここで、あなたは言ったじゃないですか。町長、あなた小さいときから水巻おって何しよるんかと。私、いろいろ言われとる。だから、何とかあそこに、まず一番は、あなた、今、小さいこといろいろ言われよるけれども、まずは、あそこに設置をさせないことが、一番、目的じゃないんですか。今の現時点では。それが、ようやく話がまとまって、4月からお互いに、契約を、賃貸借を結んでしよう。それをなんで、町民が見たらどうなんですかとかって、そんなことないでしょう。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

ですから、もう私たち、最初から言っていますように、どの町の総合計画見ても、環境計画見ても、都市計画マスタープラン見ても、あの三山は、景観は守りましょうって、どこ見ても書いているんですよ。どこ見ても書いているんですよ、今度のものにも、全部書いていますよ。緑地を守りましょうって。それを伐採されたんですよ。民有地だから、何でも、そのときに、伐採しようかというときに、許可を出した町は、どうやったんですかということが問題なんですよ。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

それは、あなたの感覚の違いで、民衆の中に、当然、民間が、当然の権利として通れるなら、それを許可するなということはおかしいやないですか。それで、最終的には、裁判でそれが証明されとるじゃないですか。それを、自分の土地の、山を切って、民間じゃないですか。

議 長（白石雄二）

井手議員。

9 番（井手幸子）

この問題については、文厚産建委員会でも報告がありますので、また、そこでお尋ねしたいと思います。

私は、NHKの補助制度の廃止について、関連質問をいたします。今回の、防衛省のこの補助制度の廃止について、全国では、今、その関係で、42万世帯が対象となっていて、そのうちのこの廃止では、14万世帯が打ち切られるということでありまして。

国の予算を見ますと、日本の政府の軍事費というのは、毎年、毎年、増額されていて、5兆円を、平成28年度予算では超えると。そして、その内容としては、やっぱりミサイルとか、軍用機の、アメリカからの購入であります。

そういう一方で、年間約7千円の補助を打ち切るということが、どういうことかということ、やはり国に対しては問いたいと思っているところでもありますけれども、今回、この関連で、補助制度7億円が減らされるということでもあります。

それで、私は、これ関連して、3つの質問をいたします。冒頭質問にはしておりませんが、今度の補助制度で、対象となっているのが、一般の住宅、集合住宅以外に、事業所があります。それと、新規転入者、新しくそこに引っ越してきた人、普段、通常であれば、NHK半額になりますよという、NHKからのお知らせとかあったけれども、それが今度3月31日、今月をもって、一方的に終了をするということなんですね。

質問は、事業所の中には、役場関係、公共施設も入っていますけれども、その影響について、当町の影響について、ちょっと分かれば、質問したいと思います。

それと、一番大事なところが冒頭の、今度の制度廃止について、国は、改善されたというふうに説明しているわけですが、実際に、この当町において、自衛隊機による騒音被害ということが、本当に改善されたと思っているのかというか、質問には、町民は、そうは当然思っていない。むしろ拡大をしているというふうに思っているんですけれども、その辺を町としては、どういうふうに捉えているか。これが2点目ですね。

それと、もう1つが、最終的には、国のやることだから、要請する気もありませんと。すっぱりと切られているんですけれども、やはり郡内の、いろいろ町の状況を見ますと、ここで、芦屋町ですね。芦屋町は、今回について、芦屋町の日本共産党の議員が、これ質問してい

るんですけれども、波多野町長の答弁としては、打ち切られた世帯について、今年度については、町からの補正というか、補填をするというような答弁もされているみたいなんですよ。

それで、やはり単独でなくて、郡の町長会みたいところで、もう一度、この実態とあまりにも違うと。お金はあるやないですか。国の予算、どんどん、どんどん上げているやないですか。なんでその基地があるばかりに、こういう住民が被害を受けないかというところを、強調していただいて、再度、要請をお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。3点です。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

まず、一番最後の芦屋町が出ましたので、一応、芦屋町長にお会いしまして、芦屋町議会、川上議員が、一般質問されております。一応、先日、この話は、芦屋町長にしたときに、芦屋町長が、私は入っていませんけれども、全国基地協議会の役員になっていますよね。それで、その席で、一言もこの話が出なかったと。だから、自分が問題提起をしたというような、2月のときですね。答弁にも、ここ書いてあるんですけれども、そういうことで、一応、芦屋町長、水巻町が特に。岡垣町は、全然こういうものが無いんですね。防音のあれが。岡垣町はありません。遠賀町は、分かりませんけれども。

特に、芦屋町、水巻町。それから、山鹿は、町が特別に補助金を出したり、水巻町とちょっと違う、イレギュラー的なところありますけれども、そういうことの中で、今後、芦屋町長も、一応、基地協議会の中で、この問題を取り上げていきたいというふうに言われたので、ぜひお願いしますと。何かあれば、私たちも言ってくださいと。私も地元ですし、確かにこの通知が来ています。打ち切りのですね。水巻町民の方も驚いていると。これは行政として、ここ郡は、全国的に基地協議会の役員会の中でも、事前にこの打ち切りはなかったらしくて、いきなり、そして、今度の役員会でもなかったと。

しかしながら、芦屋町長が問題提起はしておきましたということで、その芦屋町も含めて、そういう動向を見ながら、今後、私のほうも考えさせていただきたいと。3番目に関しては、そういうふうにお答えさせていただきたい。1、2番目は、課長。

議 長（白石雄二）

課長。

[「ちょっと議長。それに入る前に、今の答弁について、関連。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

小田議員。

7 番（小田和久）

今の答弁を聞きますと、先の答弁では、現時点では要請していくつもりはないというふうに言っているんですけども、今の答弁は、したいというふうに理解していいんですか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

答弁には、現時点ですよ。現時点では、町としてはしませんけれども、芦屋町長と相談しながら、今後、その推移を、全国基地協議会の役員会でですね。まず、基本的には、単町で云々しても、やはりそこは全国基地協議会というものがありますので、そこでやっぱり問題提起してもらって、議論してもらわないと、いち水巻町だけで要請しても効果はないと思うんです。だから、一応、町としては、今の現時点ではありませんと。

しかし、芦屋町長には、ぜひ基地協議会の役員会等で、声を上げてしてくださいと。もし、そのときに水巻町、要請があれば、いいですよということです。いいですかね。分かりますか。聞こえましたか。

議 長（白石雄二）

山田課長。

地域・こども課長（山田美穂）

井手議員の再質問にお答えいたします。今回の影響というところで、事業所も入っているというところの中で、水巻町の公共施設でございますが、影響を受けております。すみません。全体的な把握まではできておりませんが、地域・こども課でいきますと、児童少年相談センターがこれに該当しておりまして、これまで、予算が年間8千円で計上しておりましたところ、平成30年度につきましては、1万4千円というところで、これは、口座振替というところで少し割引がございますので、倍額にはなっておりませんが、すみません、地域・こども課の分というところでお答えをさせていただきます。

それと、防音工事をしたところでも、まだ改善されていないというところにつきましては、若干そういった世帯もあろうかと思っておりますけれども、今回、国が会計検査院などの指摘によって、一応改善されたというふうに考え方を示しているというところの中で、国が、今回につきましては、住宅防音工事の助成とNHK放送受信料の補助で、2重補助になるのではないかとというところ、見直しを今回しているというところがございます。そこにつきましては、町としては、一定の理解ができるというふうに思っています。

今回、防音工事の助成を、すでに行なっているところで、NHK放送受信料の助成が切れるというところ、この見直しによって、浮く財源につきましては、今、現在、空調機や防音サッシの復旧工事の申請が、毎年出ております。平成28年度、そして平成29年度の、今年2月末現在で、どちらも200件を超えた申請が、水巻町だけであるというところの中で、今、

現在、こちらの申請をしても、2、3年待ちの状態がっております。

水巻町で、今回、減免が解消されることによって、水巻町で1千万円ほど、財源が確保できるということの中で、これを、これら今待っていただいている2、3年待ちの世帯の財源に充てていって、少しでも待機していただいている期間を短くするというふうな、国がそういった考えを示しているのです、これは、一方では、今、ご不便をかけている世帯には、住民サービスに繋がるのではないかなというふうに考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

井手議員。

[「どっち。」と発言する者あり。]

[「今の。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

小田議員。

7 番（小田和久）

明神ヶ辻の問題で、ちょっと質問しておきたいと思うんですが、1ページに他の地権者と同基準のというふうになつてきますけれども、他の地権者というのは、どういう方がおられるのか、今、言えれば、言ってもらっていいし、なければ、また、後日、ちゃんとしたあれで、報告してもらいたいです。

それから、これは確か、出とったと、私思うんですけども、4ページに自治会からの要望というのがありますね。この自治会からの要望は、どういうものであったのか。ちょっとそれも文書で出してもらったらいいと思いますが。以上です。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

12月の文厚産建委員会を出していなかったですかね。

[「出ました。全部出てるかどうか分かりませんが。要望書全部。」と発言する者あり。]

分かりました。もう一度確認して、文厚産建委員会は、間違いなく出していると思うんですけども、あのとき行政資料でつけてなかったですかね。それから、管理用通路の、多分、管理用通路というか、個人名は、なかなか情報公開で、今、小田議員が、名前が分かればということですけども、出しにくいと思いますけどね。了解いただけますかね。個人名ですね。

[「個人名で。いいですか。」と発言する者あり。]

ちょっと待ってください。小田議員に。

[「個人名じゃなくていいよね。」と発言する者あり。]

例えば、町内の方とか、町外の方とかだけでいいですか。

[「それでもいいです。」と発言する者あり。]

何人おって。分かりました。ちょっと名前は、個人情報保護条例かなんかで出しにくいと思いますが、出したところで黒塗りにしますので、町内、町外、何名ぐらい、明神ヶ辻を借りて、そういうことでいいんですかね。いいですか。終わります。

議 長（白石雄二）

井手議員。

9 番（井手幸子）

先ほどの関連、NHKの関連ですけれども、やはりこの件については、国は、いろいろ言いますよね。消費税と一緒に。このために使いますよ。だから、あなたたち負担してください。でも、実際はそうではないと。今回についても、待っている人がいるから、そっちに予算を云々とありますけれども、最初に言いましたように、オスプレイはいくらするかご存知ですか。100億円するんですよ。それで、それをもってしても、1台買わんにしても、それを全部アメリカに前払いをしております。17機買います。全部今回で払うような予算の立て方をしているということに1つ問題と、やっぱりこの件については、先ほど、町長が私からもというふうに言っていただいた。やっぱりトップの方の意見というものが一番あると思いますので、ぜひとも4町で力を合わせて、この件について、再検討をお願いしたいと思います。

[質問時間終了]

議 長（白石雄二）

時間です。以上で、1番、日本共産党の一般質問を終わります。以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 34 分 散会